

中小規模の林業事業体を重点的に 経営基盤強化のための支援を行います！

募集締切 令和7年9月19日（金）

※予算額に達し次第終了します

福井県では業務効率化、生産量拡大、就業環境改善を目的として認定事業体等が行う取組みに対し支援します。

補助対象者

- 以下のいずれかの認定を受けている事業体であれば対象となります。
 - ・「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、福井県から改善計画の認定を受けた事業体（認定事業体）
 - ・「福井県林業経営体に関する情報の登録・公表実施要領」に基づき、「意欲と能力のある林業経営者」または「育成経営体」として単独で福井県から登録を受けた事業体（選定事業体）
- また、現時点で認定を受けていない場合でも、「大きな林業」生産力強化事業事業計画の承認日より原則1年以内に、上記いずれかの認定を受ける事業体については対象となります。

※素材生産量は、下限値600m³以上かつ現状値より1割以上増加した値を3年後の目標値として設定する必要があります。

また、素材生産性の目標値は現状値以上を設定する必要があります。

※再造林面積は、現状値より2.5倍以上に増加した値を3年後の目標として設定する必要があります。

補助対象事業

ICT/素材生産コース

○素材生産量を拡大するための機械や設備の導入等への支援

○対象経費

- ・「施業の集約」、「事業提案」、「伐木作業」、「丸太の搬出体制」を効率化し、素材生産量の拡大に役立つ機械や設備等

○補助率1/3 上限200万円

再造林コース

○再造林の効率化を図る機械や設備等の導入への支援

○対象器具

- ・植栽を効率的に行える植栽器具（ディブル、クワ、スベード、プランティングチューブ、アシストドリル等）

○補助率1/3 上限30万円

就業環境改善コース

○林業従事者の離職率を低下させるための就業環境整備、設備導入への支援

○対象用品

- ・空調服、アシストスーツ、安全衛生用品、簡易トイレ等

○補助率1/3 上限15万円

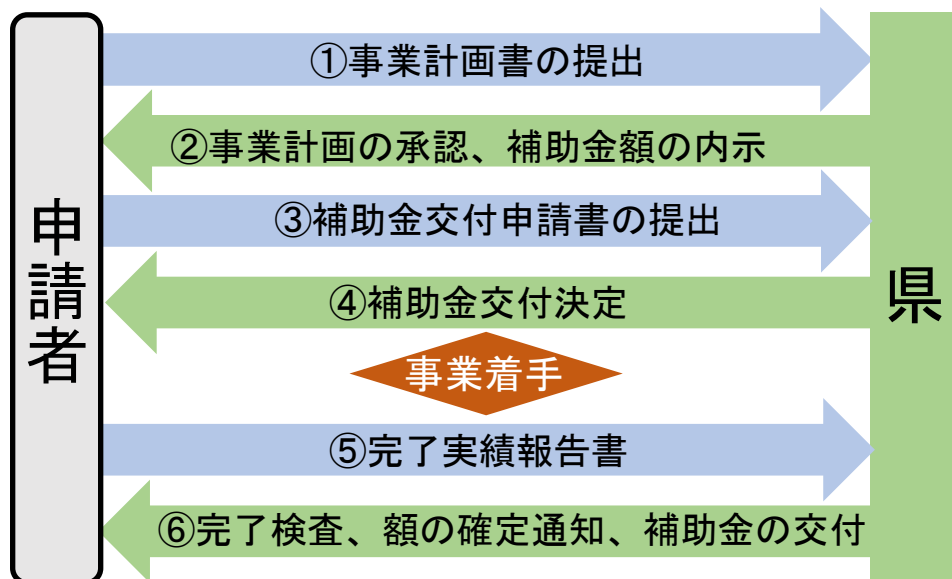
補助を受けたい方

事業計画書を令和7年9月19日（金）までに事務所を管轄する
県農林総合事務所または嶺南振興局へご提出ください。

事業の手続き

事業計画書添付書類

- ・ 事業計画書
- ・ 事業内容が分かるもの
例：カタログ、設計書など
- ・ 要望額算出根拠
例：参考見積など
- ・ 取締役会や理事会の
議事録の写し
(固定資産を導入する場合)
- ・ 搬出材積を証明する書類
例：市場の伝票など



※県で事業計画の内容と実績等を確認し、予算の範囲内で補助金を配分します。

そのため計画額とおりの補助金額にならない場合があります。

※交付決定後の事業着手となります。それ以前に着手したものは補助対象となりません。

事業の詳しい内容や事業計画書の様式については、
大きな林業生産力強化事業実施要領等をご確認ください

申し込み・お問い合わせ先

福井県 農林水産部 県産材活用課

福井市大手3丁目17-1 電話：0776-20-0448

福井農林総合事務所 福井市松本3丁目16-10 電話：0776-21-8213

坂井農林総合事務所 坂井市三国町水居17-45 電話：0776-81-3223

奥越農林総合事務所 大野市友江11-10 電話：0779-65-1492

丹南農林総合事務所 越前市上太田町41-5 電話：0778-23-4961

嶺南振興局二州農林部 敦賀市中央町1丁目7-42 電話：0770-22-0291

嶺南振興局林業水産部 小浜市遠敷1丁目101 電話：0770-56-2218